



平成25年4月19日

各 位

東京都千代田区外神田三丁目14番10号  
株 式 会 社 ハ ヲ  
代表取締役社長 太 田 剛  
(コード番号:3030)  
問合せ先 管理本部 本部長 高見 幸夫  
電話番号 03-3526-8682

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成25年5月29日開催予定の第15期定時株主総会に付議することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 提案の理由

当社は、平成19年11月27日に全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨を踏まえ、当社株式の売買単位を100株とするため、本日開催の取締役会において、平成25年9月1日を効力発生日として、1株を100株に分割するとともに1単元の株式数を100株とする単元株制度を採用する旨並びに会社法の規定に基づき、定款第6条(発行可能株式総数)の変更及び第7条(単元株式数)の新設を行う旨を決議いたしました。(本件株式分割及び単元株制度の採用に伴う投資単位の実質的な変更はございません。)

上記の変更に伴い、変更案第8条(単元未満株式についての権利)を新設し、条数の繰下げを行うとともに、これらの効力発生日を定めるため附則第1条を変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します)

現行定款	変更案
<p>(新 設)</p> <p>第 8 条～第 37 条 (記載省略)</p> <p>附則 第 1 条</p> <p>第 6 条の変更及び第 7 条の新設並びにこれに伴う条数の繰下げの効力発生日は、平成 25 年 9 月 1 日とする。 なお、本条は効力発生日をもって削除する。</p>	<p>(<u>単元未満株式についての権利</u>)</p> <p>第 8 条 <u>当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u></p> <p>(1) <u>会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利</u></p> <p>(2) <u>会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利</u></p> <p>(3) <u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p> <p>第 9 条～第 38 条 (現行どおり)</p> <p>附則 第 1 条</p> <p>第 6 条の変更、<u>第 7 条及び第 8 条の新設並びにこれに伴う条数の繰下げの効力発生日は、平成 25 年 9 月 1 日とする。なお、本条は効力発生日をもって削除する。</u></p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 25 年 5 月 29 日 (水)
定款変更の効力発生日	平成 25 年 9 月 1 日 (日)

以 上